○関税法施行規則等の一部を改正する省令（同三五）　三四八
○歳入徴収官事務規程及び児童手当法に基づく撤出金等の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令（同三六）　三四九
○地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同三七）　三五〇
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働六五）　三五一
○児童手当法施行規則の一部を改正する省令（同六六）　三六八
○雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（同六七）　三六七
○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（同六八）　三九一
○厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部を改正する省令（同六九）　三九三
○沖縄振興特別措置法に基づく就職指導等に関する省令の一部を改正する省令（同七〇）　三九四
○農林水産省組織規則の一部を改正する省令（農林水産二五）
○自転車競技法施行規則等の一部を改正する省令（経済産業三一）
○独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（同三二）　三九四
○沖縄振興特別措置法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令（国土交通三九）　三九四
○北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同四〇）　三九九
○沖縄振興特別措置法に基づく利用者利便増進事業及び共通乗車船券に関する省令を廃止する省令（同四一）
○沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律に基づく給付金の支給に関する省令の一部を改正する省令（防衛七）
○沖縄振興特別措置法に基づく特定跡地給付金の支給に関する省令を廃止する省令（同八）　四〇〇


〔告　示〕


○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき主務大臣が定める資金を定める件の一部を改正する件（内閣府・財務二）　四〇〇
○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件（同三）
○産業高度化地域を指定する件を廃止する件（内閣府・経済産業一）
○運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則第二条の規定に基づき平成二十四年度分の運輸事業振興助成交付金の基準額の算定に用いる数値を定める件（総務一四五）　四〇〇
○所得税法第百八十九条第一項の規定に基づき、同項に規定する所得税法別表第二の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるものとして財務大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件（財務一一二）　四〇一
○消費税法施行令第十四条の二第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、財務大臣が指定する資産の譲渡等を定める件の一部を改正する件（同一一三）
○租税特別措置法第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件の一部を改正する件（同一一四）
○東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十九条第一項第一号の規定に基づき、同号に規定する所得税法第百八十九条第一項に規定する財務大臣が定める方法及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法を定める件（同一一五）
○東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十九条第一項第二号の規定に基づき、同号に規定する所得税法第百八十九条第一項に規定する財務大臣が定める方法及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法を定める件（同一一六）　四一三
○輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（同一一七）
○輸入数量に基づく特別緊急関税の平成二十四年度における輸入基準数量を定める件（同一一八）　四一三
○生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成二十四年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における発動基準数量を定める件（同一一九）　四一四
○生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置の平成二十四年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における発動基準数量並びに輸入数量に基づく特別緊急関税の平成二十四年度における輸入基準数量を定める件（同一二〇）
○歳入徴収官事務規程第二十八条の三第四項に規定する財務大臣が指定する歳入金を指定する件の一部を改正する件（同一二一）


（以下次のページへ続く）